





## 仕 様 書

### 第1（契約対象電気工作物の概要）

契約対象電気工作物の概要は次のとおりとする。

- (1) 事業場の名称 東広島市消防局竹原消防署
- (2) 事業場の所在地 竹原市中央四丁目13番1号
- (3) 需要設備
- |        |        |           |
|--------|--------|-----------|
| ア 設備容量 | 80     | キロボルトアンペア |
| イ 受電電力 | 50     | キロワット     |
| ウ 受電電圧 | 6, 600 | ボルト       |
- (4-1) 非常用予備発電装置①
- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| ア 発電機定格容量 | 5         | キロボルトアンペア |
| イ 発電機定格電圧 | 210       | ボルト       |
| ウ 原動機の種類  | ディーゼルエンジン |           |
- (4-2) 非常用予備発電装置②
- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| ア 発電機定格容量 | 13        | キロボルトアンペア |
| イ 発電機定格電圧 | 200       | ボルト       |
| ウ 原動機の種類  | ディーゼルエンジン |           |
- (5) 発電所  
該当なし
- (6) 配電線路  
該当なし
- (7) その他  
該当なし

### 第1の2（保安規程の修正）

- 受注者は、第1の契約対象電気工作物の保安規程を確認し、必要に応じ、発注者に保安規程の修正に係る提案等を行うものとする。
- 発注者は、受注者から1の提案等があった場合は、第1の契約対象電気工作物の保安規程を修正するものとする。

### 第2（委託業務の内容）

- 前条に掲げる電気工作物について、受注者は発注者の定める保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。受注者が実施する保安管理業務の内容は、次の各号によるものとする。

- (1) 第3及び第3の2に定める点検を行い、その結果経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあると判断したときは、修理、改造等を発注者に指示又は助言する。
  - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、第3の3に定める措置を行う。
  - (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行う。
  - (4) 保安管理に必要な行政機関への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行う。
  - (5) 設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告する。
- 2 前項の保安管理業務において、次の電気工作物については、発注者が専門業者等に点検を実施させることができるものとする。ただし、専門業者等による点検は、受注者の監督の下で行われるものとし、受注者はその記録を確認するものとする。
- (1) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物
    - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
    - イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
    - ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
    - エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
    - オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
  - (2) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な自家用電気工作物
    - ア 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
    - イ 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
    - ウ 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
    - エ 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
    - オ 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

- (3) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物
  - (4) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- 3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第2、1によるほか、発注者が確認を行うものとする。

### 第3（点検の頻度）

受注者が実施する点検の頻度は次のとおりとする。

- (1) 月次点検（設備が運転中の状態において実施する点検)
  - 2か月に1回以上
- (2) 年次点検（設備が停電の状態で実施する点検)
  - 年1回
- (3) 臨時点検（電気事故その他異常が発生したとき又は異常の発生のおそれがあると判断したときに実施する点検)
  - 必要な都度
- (4) 工事期間中
  - 毎週1回以上

〔 経済産業省「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に定める点検内容に加え、受注者が当該施設の電気設備の保安上必要と認める点検（より精密な点検等）を自ら実施することは妨げない。〕

### 第3の2（点検の内容）

1 受注者が実施する月次点検の内容は次のとおりとする。

- (1) 外観点検
  - ア 点検項目
    - (ア) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
    - (イ) 電線と他物との離隔距離の適否
    - (ウ) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
    - (エ) 接地線等の保安装置の取付け状態
  - イ 対象設備等
    - (ア) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
    - (イ) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
    - (ウ) 受・配電盤
    - (エ) 接地工事（接地線、保護管等）
    - (オ) 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備



- (1) 受注者が事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。
  - (2) 受注者は、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。
  - (3) 事故・故障の原因が判明した場合、受注者は同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行う。
  - (4) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、受注者が発注者に対し、事故報告を行うよう指示を行う。
- 2 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50ミリアンペアとする。）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連續して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、次のア及びイに掲げる処置を行うこと。
- ア 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。
- イ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保持する。

#### 第4（連絡責任者等）

- 1 発注者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに受注者に通知するものとする。
- 4 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。
- 5 発注者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

#### 第5（発注者及び受注者の協力及び義務）

- 1 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、その意見を尊重するものとする。
- 2 受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

## **第6（受注者の確認）**

- 1 発注者は、受注者と委託契約を締結する際に面接等を行い本人確認を行うものとする。
- 2 発注者は、受注者が点検等を行う際に受注者が提示する身分証明書により本人であることを確認するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

## **第7（記録の保存）**

発注者は、受注者が行う点検等の終了時に受注者から報告を受けるとともにその内容を確認し、実施者及び点検結果等に係る記録を3年間（主要機器等の補修を記録した設備台帳は永久）保存するものとする。

## **第8（通知義務）**

発注者は電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに受注者に連絡するものとする。

## **第9（委託業務の内容の変更等）**

次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者及び受注者が協議して、委託業務の内容を変更し、又は契約を解除することができるものとする。

- (1) 設備容量が変更された場合
- (2) 受電電圧が変更された場合
- (3) 発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4) 発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (5) 配電線路の直長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
- (6) 発注者が保安規程を変更する場合

## **第10（契約の解除等）**

第1に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除する。

- (1) 廃止された場合
- (2) 外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
- (3) 一般用電気工作物となった場合
- (4) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
- (5) 発電所の出力が1,000キロワットを超えた場合
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合

## **第11（適用特例）**

受注者は、電気事業法施行規則第52条の2第2号の要件に該当する法人の場合は、次の特例を適用するものとする。

- (1) 保安管理業務は、受注者が当該事業場の担当者として発注者に通知する受注者の保安業務従事者（以下保安業務担当者といいます）が行うものとする。ただし、受注者は必要に応じ、受注者の他の保安業務従事者に保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。また、保安業務担当者または保安業務従事者は、必要に応じ補助者同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (2) 受注者は契約締結時に、保安業務担当者の氏名を発注者に通知することとする。また、発注者は受注者の保安業務担当者と面接を行い本人確認を行うこととする。受注者が保安業務担当者を変更する場合も同様とする。
- (3) 発注者は、受注者の保安業務担当者が点検等を行う際に、保安業務担当者が提示する身分証明書により本人であることを確認することとする。受注者の他の保安業務従事者によって点検等が行われる場合も同様とする。
- (4) 第6は適用除外条項とする。

## **第12（委託業務実施報告書）**

受注者は、委託業務実施報告書を点検月の翌月10日までに（ただし、3月分については3月31日に）提出するものとする。ただし、通常の点検中に異常を発見したとき及び臨時点検を行ったときは、直ちにその点検結果を報告するものとする。

## **第13（申請・届出等）**

- 1 契約が締結された場合は、契約期間の開始の日から速やかに受注者の責任において手続き書類を作成し、中国四国産業保安監督部長宛に保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規程届出書を提出するものとする。（電気事業法第42条第2項、電気事業法施行規則第52条第2項）
- 2 1の申請が電気主任技術者の外部委託の承認に関する審査基準「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）20130107商局第2号平成25年1月28日」に適合しない等の理由により、承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合において、発注者はこの契約を一方的に解除できるものとする。

## **第14（点検基準等）**

受注者が実施する点検等の保安管理業務は、保安規程等により、計画的に実施することとする。

#### 第15（履行期間）

- (1) 契約期間（保安規程の修正に係る提案等及び申請・届出等の履行前準備を含む期間）  
契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。
- (2) 履行期間（保安管理業務外部委託履行期間）  
令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

#### 第16（支払区分）

支払区分は履行開始後2か月単位とする。

#### 第17（その他）

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる業務履行分については、その相当額分について契約締結後の適当な時期に協議により契約金額の変更を行う。

問い合わせ先（発注担当課）

東広島市消防局竹原消防署庶務予防係

電話（0846）23-0119（直通）

ファックス（0846）22-0957

## 特記仕様書（その2）

当事業場は、次の設備条件を満たしているため、経済産業省告示第249号（平成15年7月1日）第4条第7号又は第8号の規定により、別紙「仕様書」第3（1）の月次点検の頻度を2か月に1回以上とする。

発注者は別紙「仕様書」第3（1）の月次点検の頻度を2か月に1回以上と記載して契約を締結するものとする。

設備条件		設備容量		低圧受電
		100kVA以下	100kVA超過	
1	構外にわたる高圧電線路がないもの	適	適	—
	柱上に設置した高圧変圧器がないもの	適	適	—
	高圧負荷開閉器（キューピクル内に設置するものを除く）に可燃性絶縁油を使用していないもの	適	適	—
	保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの	適	適	—
	責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの	適	適	—
2	非常用照明設備、消防用設備、昇降機、その他非常用に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してあるもの	—	適	—
経済産業省告示第249号第4条		第7号	第8号	第7号
当事業場が満たしている設備条件（○表示）		○		